

岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	1
--------------	---

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	2
第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画	3
第5節 緊急時モニタリング計画	5
第6節 避難・影響回避計画	6
第7節 医療・保健計画	7

頁	現 計 画	修 正 案
<p>4-2-1</p> <p>4-2-2</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 相談体制の整備等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、この計画のほか、県内の環境モニタリングの結果等の資料を、ホームページへの掲示等を通じ、住民等に提供する。</p> <p>○ 県は、原子力事業者に対し、その設置する原子力事業所の概要、防災対策のほか、原子力事業所周辺における環境モニタリングの結果その他の資料を、ホームページへの掲示等を通じ、住民等に提供するよう要請する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 相談体制の整備等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、この計画のほか、県内の環境放射線モニタリングの結果等の資料を、ホームページへの掲示等を通じ、住民等に提供する。</p> <p>○ 県は、原子力事業者に対し、その設置する原子力事業所の概要、防災対策のほか、原子力事業所周辺における環境放射線モニタリングの結果その他の資料を、ホームページへの掲示等を通じ、住民等に提供するよう要請する。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案								
<p>4-3-1</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制 [略]</p> <p>1 災害警戒本部 ○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="258 528 842 757"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力事業者から警戒事象の発生に関する<u>通報</u>があったとき。</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>4-3-3 3 災害対策本部 ○ [略] ○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 本部の配備職員の範囲</p> <p>別表第8に掲げる<u>課等</u>の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名した者並びに本部支援室の職員</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 広域支部及び地方支部の配備職員の範囲</p> <p>広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名した者並びに地方支部の別表第8に掲げる<u>部</u>の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p>	設置基準	設置の対象	原子力事業者から警戒事象の発生に関する <u>通報</u> があったとき。	[略]	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制 [略]</p> <p>1 災害警戒本部 ○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="868 528 1452 757"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力事業者から警戒事象の発生に関する<u>連絡</u>があったとき。</td> <td>本 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部 ○ [略] ○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 本部の配備職員の範囲</p> <p>別表第8に掲げる<u>構成機関又は組織</u>の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名した者並びに本部支援室の職員</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 広域支部及び地方支部の配備職員の範囲</p> <p>広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名した者並びに地方支部の別表第8に掲げる<u>構成機関又は組織</u>の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p>	設置基準	設置の対象	原子力事業者から警戒事象の発生に関する <u>連絡</u> があったとき。	本 [略]	
設置基準	設置の対象									
原子力事業者から警戒事象の発生に関する <u>通報</u> があったとき。	[略]									
設置基準	設置の対象									
原子力事業者から警戒事象の発生に関する <u>連絡</u> があったとき。	本 [略]									
<p>修正理由</p>	<p>○ 現状に合わせた修正</p> <p>○ 所要の修正</p>									

頁	現 計 画	修 正 案																																								
4-3-14	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 広報広聴</p> <p>1 実施機関（責任者）</p>	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 広報広聴</p> <p>1 実施機関（責任者）</p>																																								
4-3-15	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略] ソフトバンクテレコム(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略] ソフトバンクモバイル(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	[略] ソフトバンクテレコム(株)	[略]	[略] ソフトバンクモバイル(株)	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略] ソフトバンク(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	[略] ソフトバンク(株)	[略]	[略]	[略]																						
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
[略]	[略]																																									
[略] ソフトバンクテレコム(株)	[略]																																									
[略] ソフトバンクモバイル(株)	[略]																																									
[略]	[略]																																									
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
[略]	[略]																																									
[略] ソフトバンク(株)	[略]																																									
[略]	[略]																																									
4-3-16	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略] (株)日刊工業新聞社 盛岡総局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略] (株)日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略] (株)日刊工業新聞社 東北・北海道総局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略] (株)日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]	[略]	[略]																												
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
[略] (株)日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]																																									
[略]	[略]																																									
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
[略] (株)日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]																																									
[略]	[略]																																									
4-3-17	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>秘書広報部</td> <td>広聴広報課</td> <td>総務班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>政策地域部</td> <td>政策推進室</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	総務部	[略]			秘書広報部	広聴広報課	総務班	[略]	政策地域部	政策推進室	[略]		[略]				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政策企画部</td> <td>政策企画課 広聴広報課</td> <td>総務班</td> <td>所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 [略]</td> </tr> <tr> <td>ふるさと振興部</td> <td>ふるさと振興企画室</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	総務部	[略]			政策企画部	政策企画課 広聴広報課	総務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 [略]	ふるさと振興部	ふるさと振興企画室	[略]		[略]			
部	課等	地方支部班	担当内容																																							
総務部	[略]																																									
秘書広報部	広聴広報課	総務班	[略]																																							
政策地域部	政策推進室	[略]																																								
[略]																																										
部	課等	地方支部班	担当内容																																							
総務部	[略]																																									
政策企画部	政策企画課 広聴広報課	総務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 [略]																																							
ふるさと振興部	ふるさと振興企画室	[略]																																								
[略]																																										
4-3-18	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公安部</td> <td>県民課</td> <td>警察署班</td> <td>1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理 2 人的被害等に関する報道発表等の報道機関への対応 3 被災地におけ</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	公安部	県民課	警察署班	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理 2 人的被害等に関する報道発表等の報道機関への対応 3 被災地におけ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公安部</td> <td>県民課</td> <td>警察署班</td> <td>1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理 2 人的被害等に関する県への情報提供 3 被災地における広報</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	公安部	県民課	警察署班	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理 2 人的被害等に関する県への情報提供 3 被災地における広報																								
部	課等	地方支部班	担当内容																																							
公安部	県民課	警察署班	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理 2 人的被害等に関する報道発表等の報道機関への対応 3 被災地におけ																																							
部	課等	地方支部班	担当内容																																							
公安部	県民課	警察署班	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理 2 人的被害等に関する県への情報提供 3 被災地における広報																																							

			る広報 <u>4 被災者の生活</u> <u>相談、苦情の受</u> <u>付</u>	[略]
	[略]			
修正 理由	<input type="radio"/> 現状に合わせた修正 <input type="radio"/> 組織改編に伴う修正			

頁	現 計 画	修 正 案
<p>4-3-19</p> <p>4-3-21</p>	<p style="text-align: center;">第5節 緊急時モニタリング計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 指標を超過したものに対する措置及び措置の解除</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等の要請及び当該要請の解除に当たっては、国の<u>指導、助言及び指示</u>により行う。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 緊急時モニタリング計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 指標を超過したものに対する措置及び措置の解除</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等の要請に当たっては、国の<u>指示及び要請</u>により行う。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
4-3-22	<p style="text-align: center;">第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] 	<p style="text-align: center;">第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ <u>原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実にを行うこと。</u>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>4-3-28</p> <p>4-3-29</p>	<p style="text-align: center;">第7節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長及び市町村本部長は、県外からの避難者等に対し、<u>原子力災害</u>医療の実施が必要な場合において、県内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。 ○ [略] <p>第2 [略]</p> <p>第3 初動医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県は、原子力施設立地地域に該当しておらず、<u>原子力災害</u>医療の提供体制がないことから、<u>県外からの避難者等</u>であって、<u>原子力災害</u>医療の必要性が見込まれる場合にあつては、<u>県外の緊急被ばく医療機関への搬送や、原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム</u>の協力により医療を提供することが基本となる。 ○ 市町村本部長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域時検査等の結果、<u>原子力災害</u>医療の必要性が指摘されたときは、<u>県本部長</u>に対し、<u>原子力災害</u>医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。 ○ [略] <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、県本部長の通知に基づき、<u>原子力災害</u>医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は、当該搬送等の実施に協力する。 	<p style="text-align: center;">第7節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長及び市町村本部長は、県外からの避難者等に対し、<u>被ばく</u>医療の実施が必要な場合において、県内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。 ○ [略] <p>第2 [略]</p> <p>第3 初動医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県は、原子力施設立地地域に該当しておらず、<u>被ばく</u>医療の提供体制がないことから、<u>県外からの避難者等</u>であって、<u>被ばく</u>医療の必要性が見込まれる場合にあつては、<u>県外の緊急被ばく医療機関への搬送や、原子力災害医療派遣チーム及び専門家</u>の協力により医療を提供することが基本となる。 ○ 市町村本部長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域時検査等の結果、<u>被ばく</u>医療の必要性が指摘されたときは、<u>県本部長</u>に対し、<u>被ばく</u>医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。 ○ [略] <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、県本部長の通知に基づき、<u>被ばく</u>医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は、当該搬送等の実施に協力する。
<p>修正理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正に伴う修正 	